

年金制度が変わります！

《共済年金は 厚生年金に統一 されます》

共済ニュースすこやか 4月号 (No.233) 等でお知らせしたとおり、平成27年10月から被用者年金一元化と地方公務員等共済組合法の改正が実施されます。

その主な項目として・・・

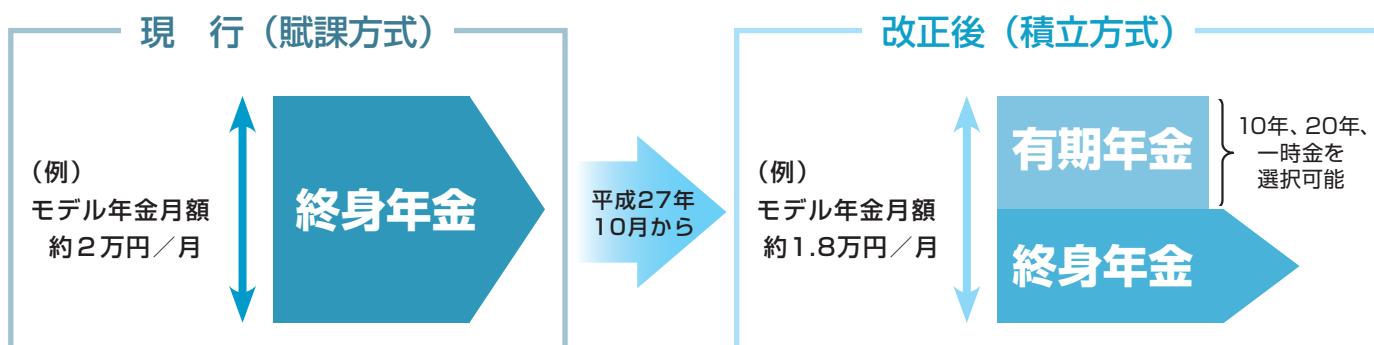
- 厚生年金に公務員等も加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一
- 共済年金の「職域部分」は廃止され、新たに「退職等年金給付（以下「年金払い退職給付」と表示）」の創設
- 共済年金の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一
- 保険料及び給付額の算定基礎について、標準報酬制に移行
- 共済年金と厚生年金の制度的な差異は、基本的に厚生年金に揃えて解消

などがありますが、今回は組合員の皆さんに特に関係の深い「職域部分」の廃止及び「年金払い退職給付」の創設について、ご説明します。

「年金払い退職給付」の概要

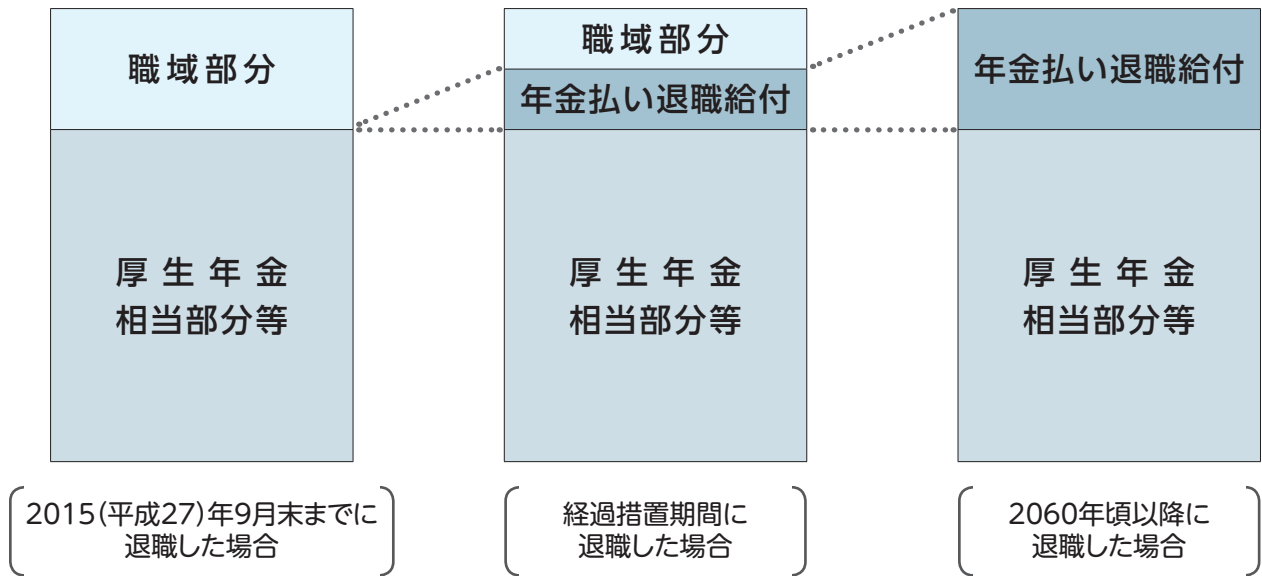
- ◆ 半分は有期年金、半分は終身年金として支給（65歳支給開始（60歳から繰上げ可能））
- ◆ 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可能）
- ◆ 受給者死亡の場合は、終身年金部分は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給
- ◆ 財政運営は積立方式で給付設計はキャッシュバランス方式（下表参照）とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使の合計で1.5%）
- ◆ 公務に基づく負傷又は疾病等により、障害の状態になった場合又は死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給
- ◆ 服務規律維持の観点から、現役（組合員時代）から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入
- ◆ 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定

「年金払い退職給付」のイメージ



※モデル年金月額、標準報酬月額、加入期間等の一定条件により試算

「職域部分」に関する経過措置のイメージ



「職域部分」と「年金払い退職給付」の違い

	職域部分	年金払い退職給付
年金の性格	公的年金である共済年金の一部 (社会保障制度の一部)	退職給付の一部 (民間の企業年金に相当)
財政方式	賦課方式 (現役世代の保険料収入で受給者の給付を 賄う世代間扶養の方式)	積立方式 (将来の年金給付に必要な原資を予め保険 料で積み立てる方式)
給付設計	確定給付型 (現役時代の報酬の一定割合という形で給 付水準を定める方式)	キャッシュバランス型 (国債利回り等に連動する形で給付水準を 定める方式)
保険料率	保険料の上限なし	保険料率の上限(1.5%)を法定

公務上障害・遺族年金等について

- ◆ 公務員が引き続き自らの身体への危険を顧みず職務に従事できるよう、公務に基づく負傷又は疾病により障害の状態になった者に公務上遺族年金が支給され、また、公務に基づく負傷又は疾病により死亡した場合は、遺族に公務上遺族年金を支給
- ◆ 支給水準は従来と同様
- ◆ 公務員の相互救済の観点から労使折半(従来は全額公費負担)
- ◆ 公務外障害・通勤の障害・公務外遺族年金は設けない